## 軽自動車税種別割の概要

1. 課税団体	市町村
2. 課税客体	軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車
3. 納税義務者	軽自動車等の所有者
4. 賦課期日	4月1日
5. 税率	〈標準税率〉 軽自動車等の種別、排気量等ごとに設定 【例】・軽自動車(四輪以上のもの)のうち、自家用乗用車 10,800円 ・原動機付自転車のうち、二輪で総排気量が50cc以下のもの 2,000円 〈制限税率〉 標準税率の1.5倍 【税率の特例】 〇経年車重課(平成26年度創設) 三輪以上の軽自動車のうち、最初の新規検査から一定年数を経過した軽自動車の税率を重くする措置 〇グリーン化特例(軽課)(平成27年度創設) 三輪以上の軽自動車のうち、環境性能の優れた軽自動車の税率を軽減する措置
6. 納期	4月中において、市町村の条例で定める。
7. 徴収方法	普通徴収